

千葉県貨物運送事業者物価高騰対策支援金（第 4 弾） 申請書

（令和 7 年 5 月 2 6 日～ 7 月 2 8 日受付）

千葉県知事 熊谷 俊人 様

千葉県貨物運送事業者物価高騰対策支援金給付要綱第 3 条の給付対象事業者に該当するため、同要綱第 6 条の規定に基づき支援金を申請します。なお、同要綱第 7 条の規定に基づき支援金の給付が決定した場合、記載の口座へ振込をお願いします。

片面印刷をお願いします
機械で読み取ります。枠の中に、丁寧に記入してください。

記入日	令和 7 年		月		日
-----	--------	--	---	--	---

訂正の場合は
二重線
(訂正印不要)

これは個人事業主用の申請書です

法人の方は、「法人用」を使用してください

住所	〒				－				
----	---	--	--	--	---	--	--	--	--

※住民票上の住所	
----------	--

氏名カナ	
------	--

氏名	
----	--

押印
不要

生年月日	西暦					年			月			日	右詰め
------	----	--	--	--	--	---	--	--	---	--	--	---	-----

性別	男		女		いずれかに✓
----	---	--	---	--	--------

連絡先	担当者氏名		部署 (なければ不要)	
	電話		左詰め ハイフン不要	電話 (予備)
	メールアドレス			

左詰め
ハイフン不要

このメールアドレスに、給付決定通知や、不備があった場合のお知らせ等をお送りします。

→ メールアドレスがない場合や、送信エラーになった場合は、ご住所宛てに郵送します、

対象車両台数

事業の種類別	給付単価（円）	台数
一般/特定貨物自動車運送事業 【普通車以上】	23,000	
貨物軽自動車運送事業 【軽自動車・二輪車】	8,000	

右詰め

右詰め

申請書その 2（対象車両一覧）
に全車両を記入してください

必要書類の確認

確認後に✓してください。

✓	必要書類
☐	申請書その 1
☐	申請書その 2（対象車両一覧）
☒	申請書その 3（役員等一覧）
☐	（申請する車両全て） 車検のある自動車・・・令和 7 年 5 月 1 日時点の「自動車検査証記録事項」の写し 車検のない自動車（250cc以下のオートバイ）・・・令和 7 年 5 月 1 日時点の「軽自動車届出済証」の写し 【申請書その 2（対象車両一覧）に記入した順番に同封してください】
☐	通帳の写し 【6 ページに貼り付けしてください】
☐	運転免許証の写し 【7 ページに貼り付けしてください】

【軽自動車の場合】
令和 5 年 1 2 月以前に自動車検査証が発行された場合は、
「自動車検査証記録事項」ではなく、「自動車検査証」を提出

振込先情報 支払不能を防ぐため、鮮明に記載してください。

金融機関コード		(4桁)	金融機関名	
支店コード		(3桁)	本・支店名	
預金種別		普通		当座
			(いずれかに✓)	
口座番号		(7桁。口座番号が6桁以下の場合は、はじめに「0」を記載してください)		
口座名義人 カタカナ				

(口座名義人は、申請者本人名義に限ります)

(記入例 チバタロウ 姓 名の間は空けない)

申請者に関する確認

該当する項目に✓をしてください。1～5を全て満たす必要があります。

	✓	内容
1	☐	令和7年5月1日時点において、申請者の名義で、①～③のうち いずれかの貨物自動車運送事業を営んでいる。 (①～③のうち、許可・届出のあるものにチェックしてください。) ① ☐ 一般貨物自動車運送事業 ② ☐ 特定貨物自動車運送事業 ③ ☐ 貨物軽自動車運送事業
2	☐	申請日時点において、貨物自動車運送事業を継続しており、引き続き事業を継続する意思を有する。
3	☐	千葉県内に営業所を有している。
4	☐	事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守している。
5	☐	常時使用する従業員の数が300人以下である。



常時使用する
従業員数

人 右詰め

(正規社員、契約社員、パート、アルバイトを含む、従業員の総数を記入
(個人事業主本人は含みません))

車両に関する確認

該当する項目に✓をしてください。1～6を全て満たす必要があります。

	✓	内容
1	☐	自ら走行する自動車である（被牽引車ではない）
2	☐	令和7年5月1日時点で、千葉県内の営業所に配置された貨物自動車運送事業のために使用している事業用自動車である ※いわゆる、緑ナンバー、黒ナンバーであること
3	☐	千葉県内のナンバー（自動車登録番号、または車両番号）の自動車である
4	☐	【車検がある自動車の場合】 令和7年5月1日時点で、車検が有効であった （その時点で車検切れだった車両は対象外） または 【車検がない自動車（250cc以下のオートバイ）の場合】 令和7年5月1日までに軽自動車届出済証の交付を受けている。
5	☐	【車検がある自動車の場合】 令和7年5月1日時点で、自動車検査証上の 「使用者」が申請者本人である または 【車検がない自動車（250cc以下のオートバイ）の場合】 令和7年5月1日時点で、軽自動車届出済証上の「使用者」が 申請者本人である
6	☐	同一の車両で、他の者が申請していない

自動車検査証記録事項と軽自動車届出済証の確認

条件を満たすことを確認して✓をしてください。全て満たす必要があります。

車検のある自動車		車検のない自動車 （250cc以下のオートバイ）		
✓	自動車検査証記録事項の項目	✓	軽自動車届出済証の項目	要 件
☐	記録年月日	☐	届出年月日/交付年月日	令和7年5月1日以前である。
☐	自動車登録番号 又は 車両番号	☐	車両番号	千葉、成田、市川、船橋、習志野、袖ヶ浦、市原、松戸、野田、柏の いずれかである。
☐	自動車の種別	☐		普通・小型・大型特殊・軽自動車のいずれかである。
☐	用途	☐		貨物又は特種である。（軽自動車と二輪車の場合は乗用でも可）
☐	自家用・事業用の別	☐	自家用・事業用の別	事業用である。
☐	車体の形状/備考	☐	車体の形状/備考	貨物輸送を目的としたものであり、かつ、被牽引車ではない。
☐	最大積載量	☐		最大積載量が明示されている。（二輪車、軽乗用車、霊柩車の場合は不要）
☐	使用者の氏名又は名称	☐	使用者の氏名又は名称	申請者と同一である。
☐	有効期間の満了する日	☐		令和7年5月1日時点で車検が有効であること

誓約事項 内容を確認・了承した上で、1～7の全てに✓をしてください。

		誓約内容
1	✓	給付要件を満たしています。また、申請内容及び提出書類に虚偽はありません。
2		千葉県から申請の内容について検査・報告の求めがあった場合は、これに応じます。
3		給付要件に該当しない事実、誓約事項に反する事実、及び不正等が発覚した場合は、支援金を返還するとともに、加算金を支払うことに応じます。
4		他の行政機関（その行政機関から委託を受けた者を含む）が、法令又は予算に基づく事務・事業の執行のために、本支援金の申請に関する情報の提供を千葉県に求めた場合は、千葉県が当該行政機関に当該情報を提供することに同意します。
5		千葉県が、申請内容の適合性を確認するため、他の行政機関（軽自動車検査協会を含む。以下同じ）に対して、本申請に関する情報を照会し、当該行政機関が千葉県に情報を提供することに同意します。
6		申請に係る書類及び関係する帳簿並びに全ての証拠書類を今後5年間保存することを承諾します。
7		【暴力団排除関係】私は、次の①～③のいずれにも該当せず、将来においても次の①～③のいずれにも該当しないことを誓約します。また、該当しないことを確認するため、千葉県が千葉県警察本部に照会することについて承諾します。 ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号、以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。） ② 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。） ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為 イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為 ウ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあっては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為 ③ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

▼ここに通帳の写しを貼り付けてください▼

①銀行名、②支店番号、③支店名、④口座種別、⑤口座番号、⑥名義人がある部分をコピーしてください。

【注意】通帳の表紙だけでは上記6項目確認できない場合 → 通帳を開いた1・2ページも貼り付けてください。



※キャッシュカードに上記の口座情報が全て記載されている場合はキャッシュカードの写しでも可。

※通帳やキャッシュカードがない場合（電子通帳など）は、口座情報の画面コピーでも可。



※この欄に収まらない場合は、別途A4用紙に貼り付けて同封してください。

▼ここに運転免許証の写しを▼
貼り付けてください

(両面必要です)

運転免許証（オモテ面）

運転免許証（ウラ面）



対象車両一覧

【記入した順番に、添付書類を同封してください】

いずれかに✓

	ナンバー				車台番号	普通車 以上	軽自動車 二輪車
	千葉	100	あ	1234	ABC123-4567890	✓	
例							
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							



対象車両一覧

	ナンバー				車台番号	普通車 以上	軽自動車 二輪車
例	千葉	100	あ	1234	ABC123-4567890	✓	
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35							
36							
37							
38							
39							
40							



対象車両一覧

例	ナンバー				車台番号	普通車 以上	軽自動車 二輪車
	千葉	1 0 0	あ	1 2 3 4	A B C 1 2 3 - 4 5 6 7 8 9 0	✓	
41							
42							
43							
44							
45							
46							
47							
48							
49							
50							
51							
52							
53							
54							
55							
56							
57							
58							
59							
60							